

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

資料4-3

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	内容			
1	県社会福祉協議会	目次 35 41	<p>新計画では、自立した生活をするための就業支援(1)就業支援策の充実(2)より良い就業に向けた職業能力の開発支援であったが、新計画では、就業支援の促進(1)就業相談(2)就業のあっせん(3)より良い就業に向けた職業能力の開発支援と改正されている。</p> <p>就業支援は相談、あっせんと一体化した支援になるため、新計画同様文書的にも一体化した方がよいかどうか精査願いたい。</p>	目次 全体		御意見を踏まえて、「就業相談及び就業のあっせん等の充実」に修正します。
2	県社会福祉協議会	30	6行目のひとり親就業サポート強化事業に組入れます。を削除のうえ文書整理を願いたい。	32ページ (1)母子家庭等就業・自立支援センターにおける取組	事業廃止のため。	御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 また、個々のひとり親家庭の状況やニーズに応じた効果的な支援を実施するため、「ひとり親自立支援プログラム」を策定しています。
3	県社会福祉協議会	30	1. H23 他機関経由・自己就職者数「61名」から「62名」に訂正願いたい。 2. H25 就職者数「24※」の「※」を削除願いたい。	32ページ 主な施策の取り組み状況 (2)母子家庭等就業・自立支援センター事業	1. 件数の訂正。 2. センター事業の※の注釈が記載されていないため。自立支援教育訓練給付金の欄との誤植？	御意見を踏まえて修正します。
4	県社会福祉協議会	34 31~33	1. 「特に母子家庭の母及び寡婦は、」の文言整理を検討願いたい。 2. 「パートなどによる」を「非正規雇用による」に文言整理を検討願いたい。 3. 全体として、38ページの具体的な取り組みと連動した文言整理を検討願いたい。	38ページ 基本方針 3 就業支援の促進	1. 父子家庭への支援の充実が図られようとしている中で、父子家庭においても、父子家庭になったことで育児と仕事のバランスがとれず非正規雇用になる方もいるため。 2. 13ページの調査結果からもパートが不安定というより、有期雇用や臨時職などの非正規雇用が不安定という方が多いことや、このひとり親の施策資料でも非正規雇用と表現しているため。 3. 母子・父子自立支援員、公共職業安定所、母子家庭自立支援センターなどの文言整理が曖昧なため。	御意見を踏まえて「ひとり親家庭の父母及び寡婦は、非正規雇用による不安定な雇用状況となる場合が多いことから、ひとり親家庭等の自立のため、就業相談及び就業のあっせんの充実し、また、職業能力開発のための支援を行います。」に修正します。

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	行			
5	県社会福祉協議会	35 36	37~39 1~5	38ページ 3就業支援の促進		<p>御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。</p> <p>記</p> <p>① 就業相談及び就業のあっせん等の充実 ・福島県母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 ・ひとり親家庭の父母の雇用促進及び特定求職者雇用開発助成金の利用促進</p> <p>② より良い就業に向けた職業能力の開発支援 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・技能習得資金・生活資金等の買付</p>
6	県社会福祉協議会	37	16	39ページ 第5章 具体的取組 課題	・父子家庭への支援がぬけてしまうため文書整理を願いたい。	<p>御意見を踏まえて、「ひとり親家庭等のニーズに即した」に修正します。</p>
7	県社会福祉協議会	40	37~38 44~45	41ページ (4)子どもの育ちへの支援	1. 学習支援ボランティア事業の促進を図るとは具体的に県としてどのようかを検討されているのか不明瞭なため。	<p>御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。</p> <p>記</p> <p>施策の方向に「また、ひとり親家庭の児童が、気軽に相談でき、学習支援を受けられることができるよう、ひとり親家庭の厚着を支える活動を促進します。」を追加します。また、主な内容を「②に市町村が行うひとり親家庭の生活・学習支援が円滑に進むよう、各種施策の情報提供などにより支援を行います。」に改め、「③奨学金制度や教育費免除制度などについて、学校とともに周知を図ります。」として、別項目とします。</p>
8	県社会福祉協議会	41 42	1~14 18~24	42ページ 3就業の促進 施策の方向	1. 例として、キャリアカウセラーによるカウンセリングは実施しておりません。 2. 誤植のため。	<p>御意見を踏まえて1、2についてはP41~42のとおり委託内容と整合性がとれるよう修正します。</p> <p>3)については、P42主な内容②に県における配置推進と市への配置促進について追加します。</p>

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	行			
9	県社会福祉協議会	41 42	7 30 37 9~10	43ページ 主な内容		2については、就職相談会は県全域で実施しているため、中核市との連携が必要である。保健福祉事務所のないいわき地区においては、いわき市との連携が不可欠であるため、原案のとおりとします。 1、3、4については、御意見を踏まえ下記のとおり修正します。 記 1)について、「(1)就業相談及び就業あっせん等の充実」に修正します。 3)については、御意見のとおり修正します。 4)については、P42 主な内容① ウに「ひとり親自立支援プログラム策定事業」を追加します。
10	県社会福祉協議会	60	1	60ページ 注:		御意見を踏まえて、「掲載の窓口は市町村のひとり親家庭等福祉担当窓口となりませう。お問い合わせ内容は内容により、事業者の御案内をしますので、お気軽に御相談ください。
11	県保育士協議会 (委員 古閑久美子氏)	38 39	41~43 22~24	P40~41		御意見を踏まえ次のとおり修正、追加します。 記 P38(1)保育サーピスの充実 主な内容 ③ 保育施設職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修の充実を図ります。 ④ 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について推進するなど、保育士の人材確保に努めます。 P39(2)放課後児童の健全育成の推進 主な内容 さらに、放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修について、本県の地域性に応じて方別に実施するのと同時に、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に就業者の者の資質向上に努めます。

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	行			
12	しんぐるまざあず ふおーらむ・福島	37	41	37ページ 1 相談・情報提供機能の充実 ③生活支援・就業支援の充実	「生活支援講習会等事業」の導入 ひとり親家庭が就労や家事等日々の生活に追 われ、育児や母親・児童の健康管理などに 十分に行き届かない面があることをおきな うため	御意見を踏まえて、下記のとおり修正しま す。 P37 主な内容 ①母子・父子自立支援員の資 質の向上を図るとともに、生活支援講習会 とひとり親家庭への情報提供を促進しま す。 記 P38 主な内容 ⑤母子福祉団体等身近な 地域団体によるひとり親家庭の交流・相談 の場づくりに対する市町村の取組を支援し ます。
13	しんぐるまざあず ふおーらむ・福島	38	6~7	37ページ 1 相談・情報提供機能の充実 ③生活支援・就業支援の充実	「ひとり親家庭情報交換事業」の導入 環境の変化が著しく、親自身が生活の中で置 ける問題にひとり親で悩み、精神面でも不 安定な状況にあるため、ひとり親家庭が定 期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり 相談しあう場を設ける	御意見を踏まえて、下記のとおり追加しま す。 記 P40 施策の方向に ひとり親家庭の児童 が、気軽に相談でき、学習支援を受けるこ とができるよう、ひとり親家庭の児童を支え る活動を促進します。 主な内容 ②市町村が行うひとり親家庭の 生活・学習支援が円滑に進むよう、各種施 策の情報提供などにより支援を行います。
14	しんぐるまざあず ふおーらむ・福島	40	37~38 44~45	37ページ 1 相談・情報提供機能の充実 ③生活支援・就業支援の充実	ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面 で不安定な状況におかれることにより、学 習や進学の意欲が低下したり、充分な教育 が受けられず、児童等の将来に不利な影 響を与えかねない。このため、ひとり親家 庭の児童等の学習を支援したり、気軽に進 学相談等を受けられる支援をおこなう	御意見を踏まえて、下記のとおり修正しま す。 記 P37 主な内容 ①母子・父子自立支援員 の研修を充実し、母子・父子自立支援員の 資質の向上を図るとともに、生活支援講習 会とひとり親家庭への情報提供を促進しま す。
15	しんぐるまざあず ふおーらむ・福島	37	40	37ページ 1 相談・情報提供機能の充実 ①母子・父子自立支援員の資質向上	自治体ごとに母子自立支援員の質が違 うため、母子自立支援員の体制強化や促進の ために定期的な研修機会を設けるとともに 支援員の資質向上につなげる	御意見を踏まえて、下記のとおり修正しま す。 記 P38 主な内容 ③各保健福祉事務所と 福島県母子家庭等就業・自立支援センタ ーが連携して相談に応じるとともに、県の ホームページ、広報誌、ラジオ等の広報機 体やリーフレットにより、ひとり親のための 支援制度や相談窓口の情報提供を行いま す。
16	しんぐるまざあず ふおーらむ・ふく ま	38	2	37ページ 1 相談・情報提供機能の充実 相談窓口との連携と情報提供 ⑤ひとり親家庭 等のための制度や窓口相談の情報提供	ひとり親家庭の親は、平日や日中に就業や 子育てを抱えており、窓口で相談する時間 がとれない。必要としている情報を誰でも得 ることができるよう「リーフレット」を作成し 窓口で配置する	御意見を踏まえて、下記のとおり修正しま す。 記 P38 主な内容 ③各保健福祉事務所と 福島県母子家庭等就業・自立支援センタ ーが連携して相談に応じるとともに、県の ホームページ、広報誌、ラジオ等の広報機 体やリーフレットにより、ひとり親のための 支援制度や相談窓口の情報提供を行いま す。

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	内容			
17	しんぐるまざあず ふおーむ・ふく ま	35	32 以下のようになっている。公営住宅の優先入居の枠の拡充	37ページ 子育て環境づくり・生活支援策の充実 ③公営住宅の優先入居の推進	公営住宅の優先入居の枠が年々減少し、公営住宅への入居が難しい状況が続いている。希望者に対応できるように、枠を増やします。	御意見につきまして、優先入居枠の確保及び枠の拡充を含め、優先入居の推進とさせていただきます。
18	保健福祉総務課	31	231,383件に訂正願いたい。	3ページ 1人口動態(1)離婚件数・離婚率の推移 ア全国の推移 平成25年の離婚件数「231,383件」 「福島県保健医療福祉ビジョン」	誤記。	御意見を踏まえて修正します。
19	保健福祉総務課	33	「福島県保健医療福祉復興ビジョン」に訂正願いたい。	35ページ 第4章 2他の計画との関連 「福島県保健医療福祉ビジョン」	誤記。	御意見を踏まえて修正します。
20	子育て支援課	8	…待機児童は、入居児童数の減少から震災後減少していましたが、平成26年10月1日現在、入居児童数は180人となり、引き続き増加を懸念している。修正	8ページ 保育所の利用状況	表現の修正	御意見を踏まえて修正します。
21	子育て支援課		…厳しい状況にある。→～厳しい状況にあります。	12ページ	表現の統一	中央値、平均値など正しくない記載をした部分は、削除します。
22	子育て支援課	29	8ページに於いて、H26の数字も記載。放課後児童クラブについてもH26の数字を記載	31ページ 保育所数及び定員 放課後児童クラブ数	データの更新	御意見を踏まえて追記します。
23	子育て支援課	33	20～22 34～38 福島県保健医療福祉ビジョン → 福島県保健医療福祉復興ビジョン 「うつくしま子ども夢プラン」については名称を変更する可能性があるため、その場合は修正	35ページ 2他の計画との関連	表現の修正	御指摘を踏まえて、「福島保健医療福祉復興ビジョン」に修正します。 「うつくしま子ども夢プラン」については、「次期計画」と追加記載し、注意書きとして名称変更があった場合は置き換える旨、書き加えます。
24	子育て支援課	35	保育所への優先入居の保育所設置市町村への働きかけ → 市町村に対する保育所への優先入居の働きかけ	37ページ 2子育て環境づくり・生活支援策の充実	表現の修正	御意見を踏まえて修正します。
25	子育て支援課	38	16,21 核家族化の進行や共働き家庭の増加により → 核家族化の進行などにより → 核家族化の進行や共働き家庭の増加により → さらに、ひとり親家庭が就業や求職活動～	40ページ (1)保育サービス充実 課題	ひとり親家庭に関する計画において、「共働き家庭の増加」という表現は適していない。 保育所整備等は一般的な話だが、優先入居はひとり親家庭に關しての話であるため	御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 核家族化の進行や共働き家庭の増加により → 核家族化の進行などにより → さらに、就業や求職活動 → さらに、ひとり親家庭の父母が、就業や求職活動～

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	内容			
26	子育て支援課	39	18 ・放課後児童クラブを設置する市町村に対して、運営費を助成することにより～ → 放課後児童クラブの整備を推進するとともに、設置市町村に対して、運営費を助成することにより～	41ページ (2)放課後児童の健全育成の推進 主な内容	「設置」に関する支援策が振れているため	・御意見を踏まえて修正します。
27	子育て支援課	58	2 福島県弁護士会の次に「法テラス」を掲載してはどうか。	57ページ 22 福島県弁護士会の次に「法テラス」を掲載してはどうか。		・御意見を踏まえて追加します。
28	県中保福	1	30,31 右記を踏まえた修正	P1 (3)の6行目以降 また、平成26年10月には、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正し、…規定を創設しました。	法改正が平成26年4月、施行期日が平成26年10月であるが、今の記載だと法改正が平成26年10月と誤解されるのではないか。	・御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 また、平成26年4月、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正(平成26年10月施行)し、…規定を創設しました。
30	県中保福	32	4～6 右記を踏まえた修正	P34 (2)の1行目以降	・法改正が平成26年4月、施行期日が平成26年10月であるが、今の記載だと法改正が平成26年10月と誤解されるのではないか。 ・改正されたのは「母子及び父子並びに寡婦福祉法」ではなく「母子寡婦福祉法」である。 ・また、ここでいきなり法律の略名が出ている。	・御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 記 平成26年4月に母子及び寡婦福祉法が改正(平成26年10月施行)され、父子家庭に対する福祉の措置が定められ、本県においても平成26年10月から父子家庭へ福祉資金の貸付を開始しました。
31	県中保福	39	43～46 父子世帯は優先入居の対象ではないのか。もし対象であれば、明記した方がよいのではないか。	P41 (3)の主な内容	確認事項	・父子世帯も優先入居の対象となるため、御意見を踏まえて下記のとおり修正します。 記 主な内容 ① 県営住宅等条例に基づき、ひとり親家庭の県営住宅への優先入居を行います。 ② 市町村に対し、公営住宅へのひとり親家庭の優先入居の実施及び推進について働きかけます。
32	県中保福	45	40 「さらに、依然として窓口対応について苦情が…」とする。	P46 (1)課題の6行目 さらに、依然として一部の市町村の児童扶養手当担当の対応について苦情が…		・御意見を踏まえて修正します。
33	会津保福	33	20,21 34 「福島県保健医療福祉復興ビジョン」とすべき。	P35ページ 2 他の計画との関連 ・1行目「福島県保健医療福祉ビジョン」 ・下段中「福島県保健福祉医療ビジョン」	確認事項 正式名称で表示するため。	・御意見を踏まえて修正します。

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	内容			
34	金津保福	45	20 「自立を支援するための経済的支援」 または「経済的支援の充実」のどちらかに統一すべき。	38ページ 5「経済的支援の充実」 46ページ 5「自立を支援するための経済的支援」	整合性をとるため。	・御意見を踏まえて、「経済的支援の充実」に統一します。
35	南会津保健福祉事務所	12	以下のようにしていただきたい。 「中央値」とは、カテゴリの中央の数値です。」	12ページ 「中央値は、表側の中央の仮数字です。」	「表側の中央の仮数字」では意味が分かりにくいいため。	中央値、平均値など正しくない記載をした部分は、削除します。
36	南会津保健福祉事務所	13 17 45	3 3 6 以下のようにしていただきたい。 「親えます」	13ページ (4)就業率 17ページ OUIひとり親家庭になったから取得した資格 45ページ 4養育費確保対策の充実 「聞えます」	誤字であるため。	・御意見を踏まえてP13、P17については「聞えます。」を「親えます。」に修正します。 また、P45については、数値を修正するとともに、「第2章 ひとり親家庭実態調査の結果」として掲載した内容のみを記載することとしました。
37	南会津保健福祉事務所	12	4 以下のようにしていただきたい。 「多いことが取れます」	13ページ (4)就業率 「多いことが取れます」	誤字であるため。	・御意見を踏まえて下記のとおり修正します。 3行目 「親えとれます。」に修正 4行目 調査結果のみを記載することとしたため、不安定な就労(収入面・待遇面)が多いことが取れます。」を削除します。
38	南会津保健福祉事務所	13~14	パーセンテージ表示の上、小数点以下第2位四捨五入程度の数値にしていただきたい。	14ページ (5)ひとり親家庭の養育費の取得 基準 グラフの数値	数値が細かすぎるため。	調査データを加工しないで、そのままの数値を出すこととしました。 また、中央値、平均値など正しくない記載をした部分は削除します。
39	南会津保健福祉事務所	13~14	以下のようにしていただきたい。 「中央値」とは、カテゴリの中央の数値です。」	15ページ 「中央値は、表側の注意の仮数字です。」	誤字であること、また「表側の中央の仮数字」では意味が分かりにくいいため。	調査データを加工しないで、そのままの数値を出すこととしました。 また、中央値、平均値など正しくない記載をした部分は削除します。
40	南会津保健福祉事務所	13~14	12ページの数と体裁を統一していただきたい。	15ページ 養育費の表	表の要素がほぼ同じであり、統一した方が見やすいため。	調査データを加工しないで、そのままの数値を出すこととしました。 また、中央値、平均値など正しくない記載をした部分は削除します。
41	南会津保健福祉事務所	28	22~23 以下のようにしていただきたい。 「母子・父子自立支援員の資質の向上」と増員を図り	30ページ (1)相談機能の充実のための取組 「母子・父子自立支援員の資質の向上を図り」	母子・父子自立支援員は非常勤であり、現状では、今後増加すると予想される相談に対応できないため。	・御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、全市への設置を促進し、地域に密着した相談体制の充実を図る必要があります。

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案(第1次)に対する意見及びその対応一覧

No	意見者	修正後該当箇所		修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	行			
42	南会津保健福祉事務所	31	13	33ページ 3業務量の確保 「支援体制の強化を図る必要があります。」	具体的には人員の増加であると思われるため。	「支援体制の強化」については、「人員増」のみではなく研修等による資質向上などを旨め、総合的に体制の強化を図ることが必要であるため、修正なしとさせていただきます。
43	南会津保健福祉事務所	32	4	以下のようにしていただきたい。 「母子寡婦福祉法」	改正前は「母子寡婦福祉法」であるため、誤記であるため。	御意見を踏まえて、「母子父子寡婦福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に修正します。
44	南会津保健福祉事務所	33 20~21、 34		以下のようにしていただきたい。 「福島県保健医療福祉復興ビジョン」 「福島県保健医療福祉医療ビジョン」	保育所の整備以外の方法はないと思われるため。	御意見を踏まえて修正します。
45	南会津保健福祉事務所	38	26	以下のようにしていただきたい。 「保育所の整備を促進することにより」	保育所の整備以外の方法はないと思われるため。	・認定こども園についても施設整備を促進するため、下記のとおり修正します。 P38 26行目 「保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど」
46	南会津保健福祉事務所	38	38	以下のようにしていただきたい。 「保育所の整備を促進することにより」	保育所の整備以外の方法はないと思われるため。	・認定こども園についても施設整備を促進するため、下記のとおり追加します。 P38 38行目 「また、認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。」
47	南会津保健福祉事務所	39	18	教育行政との連携について記載していただきたい。	課題と施策の方向では教育行政(放課後子ども教室)の記載があるにもかかわらず、主な内容には記載が無いため。	・御意見を参考にさせていただきます、下記のとおり追加します。 記 1 放課後子ども教室については、施策の方向から削除し、主な内容に追加します。 (主な内容) 放課後児童クラブの整備を推進するとともに、設置市町村に対して、運営費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。 また、多様な体験・活動ができるように、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な、又は連携による実施を推進します。
48	南会津保健福祉事務所	48~49		民間企業、NPO法人、福祉団体等の役割を記載していただきたい。	冒頭で記載されているが、役割が記載されていないため。	・御指摘のとおり、P48~49に民間企業の役割について、記載します。NPO法人、福祉団体等の役割については、「(5)NPO法人、福祉団体との連携」として記載します。

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(仮称)素案に対する意見及びその対応一覧(3/4 第2回計画策定懇談会)

No	意見者	修正後該当箇所			修正前該当箇所	意見(施策の提案)の理由	対応案
		頁	行	内容			
1	県社会福祉協議会 村島委員	41	33,34	イ 公共職業安定所との連携及び積極的な求人開拓などによる職業紹介事業の推進 ウ 福島県男女共生センターや県内各子カリア카데미との連携 イロウの記載順を変更する。	イ 福島県男女共生センターや県内各子カリア카데미との連携 ウ 公共職業安定所との連携及び積極的な求人開拓などによる職業紹介事業の推進	事業で密接に関係のある順に記載をしてほしい。	意見のとおり修正
2	福島大学 丹波委員	49	18	また、事業を実施するNPO法人や母子父子寡婦福祉団体等の育成に努めます。		学習ボランティア事業を行うためには、事業を実施する団体の育成が必要である。	意見のとおり追加

